

## 案件概要書

2013年6月25日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

## 1. 案件名（国名）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：通関電子化を通じた税関近代化支援計画

(The Project for Customs Modernization by Introducing Automated Cargo Clearance System)

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における税関分野の開発実績（現状）と課題

ミャンマー連邦共和国は、2011年3月の新政権発足以降、従来の中央集約的経済から市場経済化に向けた諸改革に取り組んでおり、2011年10月の車両輸入規制の緩和や銀行の外貨取引の解禁、2012年4月の為替レートの統一化に向けた管理変動相場制といった政策を次々に導入している。近年の経済成長率を見ると、欧米による経済制裁解除やミャンマー国内の経済改革への期待による投資・貿易促進、インフレ率の抑制などにより、2011年は5.5%、2012年は6.2%を達成し、2013年も6.3%の成長が予測されている。

ミャンマーにおいては、労働集約型・輸出指向型産業を中心とした民間セクター開発を進めているものの、投資のボトルネックとして、賄賂や汚職等の非公式なビジネス・コストや煩雑な行政手続等（通関手続きも含む）が挙げられている。通関制度の整備（通関システム含む）は、ASEAN諸国内でも大きく出遅れ（世銀調査「物流効率性指数（Logistics Performance Index）」では、域内最低の122位/155か国）、また、輸出入量が増加しているにもかかわらず、税収に占める関税収入は3.2%と非常に低い水準にあり、通関手続きの効率化・重点化による歳入基盤の強化と貿易円滑化の両立が重要課題となっている。また、2015年のASEAN地域統合等を見据え、通関を含む輸出入手続きの簡素化・国際的調和化を目的としたナショナル・シングルウィンドウ（National Single Window、以下、「NSW」）の実現及び将来的なASEANシングルウィンドウの構築がミャンマー政府の喫緊の課題となっている。

## (2) 当該国における税関セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ミャンマーの現政権は、①農業を基盤とした工業化、②公平・均衡な成長、③統計の改善、④成長エンジンとしての貿易・投資の促進を主要政策として掲げており、本計画は④に位置づけられる。また、ミャンマー政府は2015年のASEAN地域統合等を見据え、2015年までのNSW構築が大統領府方針となっている。また、ビジネス環境を改善し、ASEAN域内での経済競争力を強化するためにも、税関システムの導入は重要な課題となっている。本事業はかかる政策に合致するものである。

## (3) 税関分野に対する我が国の援助方針

本案件は、我が国の対ミャンマー支援方針（2012年4月）3本柱のうち「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」に位置付けられる。JICAはこれまで、経済構造改革を担う人材を育成する観点から、「通関及び税関業務」（2012年度～2014年度）で専門家派遣を実施。また、ICT分野の人材育成では、技術協力「ソフトウェア及びネットワーク技術者育成プロジェクト」（2006～2009年）を実施した実績がある。

## (4) 他の援助機関の対応

韓国及びシンガポールが通関システムの支援をミャンマー政府に対し表明しているものの、ミャンマー政府は、ベトナムで実施中の通関システム導入支援事業を高く

評価し、日本からの支援を要望している。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

本事業はミャンマーにおける輸出入・港湾関連情報処理システム(以下、「NACCS」)及び通関情報統合判定システム(以下、「CIS」)を活用した電子通関システム構築を通じて、NSWの導入を含む税関行政の近代化に寄与する。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

ヤンゴン(ティラワ地区含む)

#### (3) 事業概要

##### 1) 土木工事、調達機器

##### ①NACCS 技術を活用した以下の機能を有するソフトウェアの開発

電子申告(NSW、ASEAN SW 参加機能を含む)、電子積荷目録情報管理、電子納付、審査選定処理、審査基準管理、システム共通・基盤・制御

##### ②CIS 技術を活用した以下の機能を有するソフトウェアの開発

輸出入者管理、通関系業務、システム共通・基盤・制御

##### 2) コンサルティング・サービス(詳細は協力準備調査にて確認)

#### (4) 事業実施体制

実施機関/カウンターパート: 財務歳入省関税局

#### (5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮

##### ① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

##### 2) 貧困削減促進: 協力準備調査にて確認

#### (6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携:

「通関及び税関業務」(2012年度~2014年度)で派遣中の専門家と連携し、システム関係に加え、関税評価・品目分類等の技術協力を実施する予定。

#### (7) その他特記事項: 特になし。

### 4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

#### (1) 類似案件の評価結果

中国「国家経済情報システム事業」及びインドネシア「中央統計局コンピュータ一整備事業」の事業評価(2004年)等において、政府内部の情報システム構築を円滑に推進するうえで実施機関の主体性及び運営・維持管理能力強化の重要性が指摘されている。

#### (2) 本事業への教訓

本事業のソフトコンポーネントに加え技術協力等の活用により、業務システム構築にかかる財務歳入省関税局側のオーナーシップ醸成及び運営・維持管理能力の強化を図る。

以上

[別添資料] 地図

【本事業対象地域】



ヤンゴン拡大図

